日本再生ビジョン(抄) 平成 26 年 5 月 23 日 自由民主党 日本経済再生本部

3. 人間力の強化

日本は急速な人口減少を迎えている社会であり、この中で経済活動を維持・発展するためには、労働人口の確保と、人材の育成の両輪が極めて重要である。労働力人口を確保するため、現役世代がより働きやすい柔軟な労働環境を整備することに加え、<u>外国人技能実習生に関しては、その受入枠拡大と滞在期間延長を図るとともに、受入機関等のガバナンス強化などを図る</u>。また、わが国の将来社会を担う有為な人材を育成する大学、ならびに世界クラスの人材育成と研究開発力を備える大学などの高度化をもたらす大学ガバナンス改革に関し、引き続き、大学ガバナンス改革を力強く推進する。

(2) 外国人材の活用促進

① 外国人技能実習制度の深化と拡大

●期間延長

現在最大 3 年間とされている技能実習期間を終えた技能実習生については、一定の要件を満たした成績優秀者の中で、優良な企業・監理団体の下で、本人も企業も希望する場合に限って更に 2 年間程度の期間延長を認める方策や、又は帰国後一定期間経過した場合であって、本人並びに実習機関双方の合意を前提に、同様の成績優秀者、優良な企業・監理団体に限り、2 年間程度の再入国後の技能実習継続を認めるなどの方策を考える。

●受入人数枠の拡大

現在受入企業常勤従業員数が 50 名以下の場合、受入人数枠が 3 名に限定されており、51 名から 6 名、101 名から 10 名と、階段式に増加する制度になっている。しかし、特に中小企業では 社員数の調整は難しく、かつては技能実習生が受入企業常勤従業員数にカウントされていたことも あるため、より受入人数枠が限定された印象があるとの声がある。

そこで、より実態に即したきめ細やかな受入人数枠設定を行うよう見直しをするとともに、受入 人数枠自体も、上記の問題意識により、過去数年にわたり技能実習生の受入れ実績があり、かつ、 不正行為などなく適正な運営を行なっているなど優良と認められる企業・監理団体について、付加 的な人数増(現行の倍程度)を認める。

●2 号移行職種の拡大

2 年以上の技能実習が可能となる、いわゆる「2 号移行職種」としては、現在 68 の職種が認められているが、それ以外にも林業や飲食サービス業、惣菜製造業などで、職種拡大への要望が聞かれることから、これらの業種について、2 号移行職種への拡大を検討する。

●技術進歩、多能工化ニーズなどへの対応

2 号移行職種の中で、現場の実作業における技術進歩により、技能実習対象職種や資格試験内容

が時代から取り残されているケースも見られる。例えば、機械加工における普通旋盤やフライス盤は、主に NC 旋盤やマシニングセンターに置き換えられているが、技能実習制度においてはそうしたジャンルはいまだ設定されていない。

まずは、こうした技術進歩に応じた職種指定、資格試験化を行なうとともに、産業毎の変化に応じて関連する職種の組み合わせを一層柔軟にする制度改正も検討する。

●技能実習の評価制度などの見直し

現在全国一律の技能実習の評価試験により 2 号移行職種の新設が困難であったり、現場での実作業と技能検定試験の内容が乖離することにより受入れの障害になったりしている事案がある。 技能実習の評価試験の詳細内容は全国一律のものに限らず、都道府県などが関与して地場産業や特産品に対応した試験を認めることや、技能実習の評価試験の内容を技術革新の進展や現場の実態に合わせて見直すことにより、より柔軟で現代的な評価制度へと進化させる。

●技能実習制度の運営・指導機関の位置づけの明確化と機能・体制強化

技能実習制度をめぐる問題の解決のためには、本制度の運営・指導機関である国際研修協力機構 (以下「JITCO」)の位置づけの明確化と機能・体制強化が必須である。JITCOは、事実上これを通じなければ2号への移行ができない運用になっていながら、制度上は「技能実習制度推進事業」を受託している公益財団法人に過ぎず、制度上の位置づけが不明確であり、十分なガバナンスや法的権限なども具備されていない。現状であればJITCOは不要であるとの声すらある。従って、JITCOの法人形態を法律に基づく認可法人にするとともに、制度上の位置づけの明確化をし、最終的な国による監督責任を明確にした上で、法律に基づく立入検査権限を付与し、技能実習生の増加に伴って制度の適正運営確保のために拡大する業務へ必要となる体制強化とそのための予算、人材確保などを行う。

また、同法人の抜本的な組織改革断行を通じ、内部ガバナンスも民間出身者、学識経験者などが業務執行をモニタリングする民間主体のガバナンスへ転換させる。

●国内失踪に対する摘発強化及び罰則の明確化

現行制度では失踪して不法滞在、不法就労した者に対する処分が甘すぎるとの声も多い。帰国間際の実習生を唆して失踪を促すグループが存在し、パスポートなどを偽造し違法に就労させているとの実態も報告されている。不法就労問題の存在は、技能実習のみならず、広く外国人受入れに対する国民の信認を損なうものであり、看過できない。

実習実施機関の現場で、技能実習名目で外国人の人権を侵害する様々な行為が指摘されている一部監理団体について、より迅速かつ的確に可罰化できるよう取締体制を強化するとともに、さらに、 優良な監理団体や実習実施機関に事業を集約するため、不正行為を行った監理団体や実習実施機関 の名称について、受入停止処分を受けていない場合であっても公表する。

●日本語及び日本文化の共有

地域では、技能実習生が日本語能力の欠落からコミュニティに溶け込むことができず、疎外され

ているケースも多数報告されている。こういう状態を放置しておくことは、技能実習制度の適正な 運用のみならず、地域社会の安定にとってもマイナスとなる。

そこで、監理団体や実習実施機関が日本語能力の強化や日本文化、慣習の研修を行うのみならず、 国や地方自治体なども外国人向けの研修やコミュニティの催事などを共催するなど、技能実習生を 含む外国人と地域社会が共生できる取組みを推進する。

●技能実習生の厚生年金保険の適用についての理解の促進

技能実習生が加入する健康保険及び公的年金などは、不慮の事故などに際して日本人労働者と同様に役立つとともに、帰国時に年金保険の脱退一時金を受けることが可能であるが、厚生年金保険の企業負担分は掛捨てになっているとの意見が広範にある。技能実習期間を延長した場合、こうした考え方がより強まるおそれがあるため、できる限り老齢年金に結びつくよう社会保障協定の締結をより推進するとともに、脱退一時金を含む厚生年金保険制度の趣旨・仕組みについて実習実施機関の理解を得るべく最大限の努力を行なう。